

令和6年度新潟県健康づくりのための情報提供事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、県民の健康の保持増進のために、医療機関が保有する特定健診未受診者の特定健診に相当する診療情報（検査結果）を、保険者が医療機関から提供を受け、保険者が実施する保健事業等につなげることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定健診 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づく特定健康診査のことをいう。
- (2) 保険者 県内の市町村国民健康保険及び国民健康保険組合のことをいう。
- (3) 県医師会等 一般社団法人新潟県医師会、郡市医師会のことをいう。
- (4) 参加医療機関 当事業を実施する医療機関のことをいう。
- (5) 健康づくり財団 公益財団法人新潟県健康づくり財団のことをいう。
- (6) 国保連合会 新潟県国民健康保険団体連合会のことをいう。

(参加医療機関の取りまとめ)

第3条 当事業の実施にあたり、健康づくり財団は、県医師会等を通じて事業への参加医療機関を取りまとめるとともに、参加医療機関の委任を受けて、保険者との契約事務を行うものとする。

(対象群の選定)

第4条 当事業の実施にあたり、保険者は事業対象群を抽出し、事業対象者を選定するものとする。

(事業対象者への通知)

第5条 保険者は、前条の事業対象者に対して、情報提供票を送付するものとする。なお、送付する際の通知の作成にあたっては、事業対象者に情報提供を促すため、文面等を工夫するなど、費用対効果を高めるよう努めること。

(通知の取扱い)

第6条 前条の通知を受け取った事業対象者は、情報提供に同意した場合、情報提供票に署名の上、参加医療機関に持参することとする。

(医療機関における診療情報等の記入)

第7条 参加医療機関は、特定健診に相当する診療情報（検査結果）について、情報提供票の【医

療機関記入欄】に必要事項を記入するものとする。

2 前項の必要事項の記入にあたっては、以下の（ア）～（オ）について留意すること。

- （ア） 被保険者証等にて、保険者の医療保険有資格者であることを確認すること。
- （イ） 本人同意欄に自筆で署名されていることを確認すること。
- （ウ） 情報提供票の太線枠内の項目すべてに情報を記入すること。
- （エ） 任意項目の中で、記載できる情報がある場合は、情報を記載すること。
- （オ） 記載する情報は、検査実施日から医師の判断日までの間が3か月以内のものとする。

（実施期間）

第8条 前条の記入については、情報提供票に記載された年度の3月31日までに、情報提供票を持参した者を対象とする。

（情報提供票の提出）

第9条 参加医療機関は、第7条に定める情報が記載された情報提供票について、原則として翌年度6月の提出日までに国保連合会に提出する。

2 国保連合会は、前項で提出を受けた情報提供票を保険者に送付する。

（情報提供票の内容確認及び活用）

第10条 保険者は、前条の送付を受けた場合は、情報提供票の内容を確認し、特定健診の結果として保健事業を実施するなど、活用する手段を講じる。

（情報提供料等の支払い）

第11条 保険者は、前条の確認を行った場合は、別表に定める情報提供料を、国保連合会を通じて、参加医療機関に対して支払うものとする。

（その他）

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、関係者協議の上、別に定める。

別 表

新潟県健康づくりのための情報提供事業に係る情報提供料単価表

1 件あたり単価（消費税込み）
2,500 円